

ココロとカラダが折れないうちに。



HATARAKISUGI

【ハタラキスギ】

近年の日本の社会に多く見られるスギ科種。
長時間の残業など過重な労働が続くと疲労が蓄積し、
ココロとカラダの健康を害するリスクも高まる。
労働環境の整備・ルールづくりが重要。

労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

都道府県労働局 「労働時間相談ダイヤル」(無料)

はやくなくそう 長い残業

11月22日(土) 9時00分～17時00分 ☎ **0120-897-713**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高止まりとなるなど、依然として長時間労働の実態がみられ、また、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害も多数発生しています。さらに、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した件数は依然高水準で推移しています。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

賃金不払残業（「賃金不払残業」とは所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して、所定の賃金又は残業手当を支払うことなく労働を行わせることです。）は、賃金や割増賃金の支払を定めた労働基準法に違反する、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月）

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間の削減 **Point**

- ・時間外・休日労働協定は、基準（※）に適合したものとすることが必要です。
- ・月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

② 労働者の健康管理に係る措置の徹底 **Point**

- ・健康管理体制の整備、健康診断の実施
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

等を実施しましょう。

厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」（平成18年3月）

賃金不払残業を解消するために

① 労働時間適正把握基準の遵守 **Point**

- ・労働時間を適切に把握しましょう！

② 職場風土の改革

③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

等を実施しましょう。

厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月）

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。